

# 熊本県公報

熊

第 1 2 2 9 0 号 平成 26 年 2 月 14 日(金)

(毎週 火・金発行)

# 目 次

古 亦																			
○土砂災害警戒														• •		(砂	防部	果)	1
○生活保護法及																			
帰国後の自立	この支	援に	関する	法律	はにま	3//	てそ	0	例(	によ	るで	もの							
とされた生活														(	(社会	⋛福	祉設	果)	10
〇平成26年度						1代	行に	. 係	る -	一般	競争	争入					<b></b>	_ 、	
札の参加資格									• •		• • •			• • •	• •	(税	務談	果)	10
○生活保護世帯	きから	の進	学の	夢」	応接	受資	金貸	付	要」	項の	— ½	部を						_ 、	
改正する要項○道路の供用関	<b>!</b> · · · ·													(	社会				11
	月始・・								• •					(	道路	各保	全部	長)	12
公告																			
ロ ・ 道路の位置の ・ 道路の位置の ・ 道路の位置の ・ 道路の位置の	)指定				• • • •	• • •	• • •		• •		• • •			• • •	• •	(建	築談	果)	13
○道路の位置の	)指定				• • • •	• • •	• • •		• •		• • •			• • •	• •	(	IJ	)	13
○道路の位置の	)指定				• • • •	• • •	• • •		• •		• • •			• • •	• •	(	IJ	)	13
○道路の位置の	)指定								• •		• • •			• • •		(	IJ	)	13
○都市計画法に	こよる	開発:	行為工	事完	子子ク	〉告					• • •			• •	• •	(	IJ	)	14
○都市計画法は	こよる	開発	行為工	事完	三了ク	、告	• • •				• • •			• •	• •	(	IJ	)	14
〇平成26年度																			
札の実施・・・○土地改良区の											• • •				· ·	(税	務認	果)	14
〇土地改良区0	定款	変更	認可:			• • •			٠.		• • •			(	農村	寸計	画調	果)	17
〇土地改良区径	と負の	退任	及び勍	任・							• • •			(		IJ		)	17
〇土地改良区初		退任	及び勍	任・										(		IJ		)	17
登載																			
○熊本県環境署																			17
〇政治資金規』													(注	医学	管理	里麥	員会	<del>)</del>	18
○政治資金規Ⅱ	三法に	基づ	く政治	i 団体	この名	5 称	等の	公	表		• •		(		J	J		)	18
〇政治資金規正	三法に	基づ	く政治	i 団体	この名	5 称	等の	公	表		• •		(		J	J		)	20
○政治資金規Ⅱ													(		J	J		)	20
〇政治資金規工											• •		(		J	J		)	21
〇平成25年度	を上益	城地:	域保領	医療	推進	基協	議会										·		
		• • • •						(	上	益城	地均	或 保	健臣	医療	推力	重 協	議会	₹)	21

### 告 示

# 熊本県告示第103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 平岩川1 (211-1-052)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 2 平岩川 2 (211-1-053)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 平岩川7 (211-1-054)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 松山川1 (211-1-055)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地

宇土市赤瀬町

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 5 赤瀬川-1 (211-1-056-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇土市赤瀬町

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり

大の凶のこれり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 6 赤瀬川-2 (211-1-056-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇土市赤瀬町

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 7 本村川1 (211-1-057)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇土市赤瀬町

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 8 本村川2(211-1-058)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 本村川2 右支川(2 1 1 1 0 5 9)
  - 土砂災害警戒区域の所在地 (1)

宇土市赤瀬町

土砂災害警戒区域の表示 (2)

次の図のとおり

(3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 本村川3 (211-1-060) 1 0
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

宇土市赤瀬町

- (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
- 土石流 (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 松山川(211-2-023) 1 1
  - 土砂災害警戒区域の所在地 (1)
    - 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 本村川(211-2-024)
  - 土砂災害警戒区域の所在地 (1)

宇土市赤瀬町

土砂災害警戒区域の表示 (2)

次の図のとおり

(3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 本村川4 (211-2-025)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町

- (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)土石流
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 古屋敷 (211-1-001) 1 4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

宇土市赤瀬町

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 赤瀬町本村1-1 (211-1-002-1) 1 5
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり

- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 赤瀬町本村1-2 (211-1-002-2) 1 6
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 7
- 赤瀬町本村2 (211-1-003) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 赤瀬町本村3-1 (211-1-004-1)

- 1 8
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)
  - 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
  - 急傾斜地の崩壊 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 赤瀬町本村3-2(211-1-004-2) 1 9
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 0 下西-1 (211-1-005-1)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 2 1 下西-2 (211-1-005-2)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2) 次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 22 下西-3 (211-1-005-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 23 下西-4 (211-1-005-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 24 下西-5 (211-1-005-5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇土市赤瀬町

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 25 下西-6 (211-1-005-6)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 26 下西-7 (211-1-005-7)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 27 下西-8 (211-1-005-8)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 8 下西-9 (211-1-005-9)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇七市赤瀬町
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 下西-10(211-1-005-10) 2 9
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 下西-11(211-1-005-11) 3 0
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇十市赤瀬町
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)
  - 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
  - 急傾斜地の崩壊 (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 赤瀬町本村4-1 (211-1-006-1) 3 1
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 赤瀬町本村4-2 (211-1-006-2)

- 3 2
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 3 下平岩-1 (211-1-007-1)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 3 4 下平岩-2 (2 1 1 1 0 0 7 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 35 平岩4(211-1-008)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
    - 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 36 平岩 5-1 (211-1-009-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
    - 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 37 平岩 5-2 (211-1-009-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 38 平岩 5-3 (211-1-009-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 赤瀬町本村1-1 (211-2-001-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり
    - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 赤瀬町本村1-2 (211-2-001-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

宇土市赤瀬町

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 1 赤瀬町本村2-1 (211-2-002-1)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 赤瀬町本村2-2 (211-2-002-2)
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)
  - 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 赤瀬町本村2-3 (211-2-002-3) 4 3
  - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 赤瀬町本村3-1(211-2-003-1) 4 4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
  - 急傾斜地の崩壊 (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 赤瀬町本村3-2(211-2-003-2) 4 5
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 赤瀬町本村3-3 (211-2-003-3)

- 4 6
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

47 平岩1-1 (211-2-004-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 宇土市赤瀬町 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
  (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 48 平岩1-2 (211-2-004-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 49 平岩 2 (211-2-005)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり
    - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 50 平岩 3-1 (211-2-006-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 平岩 3 2 (2 1 1 2 0 0 6 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり
    - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 52 古屋敷2(211-3-001)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

> (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 赤瀬町本村(211-3-002) 5 3
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
  - 急傾斜地の崩壊 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

次の図のとおり 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 赤瀬町松山5 (211-3-003) 5 4
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)宇土市赤瀬町
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
  - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
  - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

# 熊本県告示第104号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされる場合を含む。)において準用する生活保護法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2(中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例に よるものとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕)

施術者の氏名 施術所の名称		施術所の所在地	指定年月日		
川重 敏郎	人吉球磨療養サポ	球磨郡錦町一武1535	平成26年2月5日		
	<b>└</b> ト	番地 1			
倉原 家継	人吉球磨療養サポ	球磨郡錦町一武1535	平成26年2月5日		
	<b>-</b> ▶	番地 1			

# 熊本県告示第105号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第3 72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参 加する者に必要な資格等について告示する。 平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 1 競争入札に付する役務
  - 平成26年度自動車税納税通知書差出代行業務
- 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資 格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資 格を得るこ

- 入札参加資格を得るための申請方法等
  - 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、 綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示 すること。) に必要書類を添付し、(2)に掲げる提出場所に持参又は郵送(書留郵便 に限る。) により提出すること。

(2)入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先 熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  $0\ 9\ \overline{6} - 3\ 3\ 3 - 2\ 5\ 8\ 1$ 電話番号

入札参加資格審査申請書の受付期間 (3)

告示の日から平成26年2月28日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間 に合わないことがある。

入札参加資格審査結果の通知 (4)

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (5)入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月3 1日までとする。
- 有効期間の更新手続 (6)

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月5日から平成27年1月31日(閉庁日を除く。)ま で行う。

### 熊本県告示第106号

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように 定める。

平成26年2月14日

蒲 熊本県知事 郁

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部を改正する要項 生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項(平成22年熊本県告示第912号) の一部を次のように改正する。

第11条第4号中「償還金振替口座の変更又は」を「償還金の支払方法を口座振替の方法に変更するとき又は償還金振替口座の変更若しくは」に、「償還金口座振替(変更・廃止)届」を「熊本県進学の「夢」応援資金償還金口座振替届(新規・変更・廃止)」に改 める。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式(第11条関係)

熊本県進学の「夢」応援資金償還金口座振替届(新規・変更・廃止)

月 日

熊本県知事

様

償還金の口座振替について次のとおり届け出ます。

		T 40 7 /m17						
※ 届出	区分	1 新規	2 変更		3 廃止			
貸付番	:号·							
		郵便番号(		)	電話番号(	- Territorio		)
	住 所							
償還人 (約1. 等容柔)								·
(納入義務者)	フリガナ	and the second of the second o	Charles (1900)	ngi i Lee Liggergege. Lige Liggerge	No. 1 (part damanismos i tradit damanismos (1 del tradamanismos) i tra i de incombino i tra	einemet einemet in mane teinemet sette	andress ( ) and ( ) and ( ) and ( ) and ( )	印
	氏 名							
Desperation A	フリガナ	Not tourn recording me count and the count a	COLORNEY - HOLIOWIN TO HE DISTRICT COLORNING COLORNING	эгнэламаглэнама	NAT DO HOUSE DATE OF HOUSE DATE OF HOUSE DESCRIPTION OF THE STATE OF T	one near teather than the second of the seco	お	印
指定預金 口座名義人	氏 名						届印	
	金融機関 ・支店名						※ 種目	1 普通 2 当座
指定口座		CA SULCER	17. E3 3 o		6	in the ST		
(預金口座)	金幣	独機関・支店	野方コート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			口座番	: 号	*
			1		F. S. S. S. F. F. B.	1	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
振替開始月 ·振替解約月		年	月分より		振替日	毎月末日		<del></del>

備考 ※印欄は、該当する項目に○を付けてください。

- この要項は、平成26年4月1日から施行する。 この要項の施行の際現に改正前の第11条の規定により提出されている償還金口座振 替(変更・廃止)届は、改正後の第11条の規定により提出された熊本県進学の「夢」 応援資金償還金口座振替届(新規・変更・廃止)とみなす。

# 熊本県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路 の供用を開始する。その関係図面は、平成26年2月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。 平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長	
			(メートル)	
一般県道道	大野下停車	玉名市岱明町大字古閑字野田		単道改
	場西照寺線	511番地先から	84.0	
		同所		
		5 2 2番1地先まで		

	玉名市岱	明町大字古閑字野田		
		37番4地先から	36.0	
	同所 5	4 1 番 1 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成26年2月14日

# 公 告

# 熊本県公告第74号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区田迎五丁目4番6号
- 2 築造者の氏名 TAKASUGI株式会社
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字築切1438番2
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 43.54メートル
- 6 指定年月日 平成26年1月29日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第35号

# 熊本県公告第75号

一建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 水俣市大黒町一丁目3番20号
- 2 築造者の氏名 合資会社信和商事
- 3 道路の位置 水俣市洗切町82番1並びに里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.05メートル
- 5 道路の延長 32.81メートル
- 6 指定年月日 平成26年1月30日
- 7 指定番号 熊本県指令芦北技景第13号

# 熊本県公告第76号

一建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市隈府768番地
- 2 築造者の氏名 本田晶美
- 3 道路の位置 山鹿市古閑字天の川910番1
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 55. 75メートル
- 6 指定年月日 平成26年1月28日
- 7 指定番号 熊本県指令鹿本技管第12号

# 熊本県公告第77号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼2448番地5渡邉司法ビル
- 2 築造者の氏名 S・Pマネイジメント株式会社
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字新字古屋敷284番15
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 34.78メートル
- 6 指定年月日 平成26年2月3日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第183号

### 熊本県公告第78号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市御代志字蛙石1868番及び同1879番1 4,913.89平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 熊本市北区高平二丁目14番53号 株式会社 川﨑ハウジング

# 熊本県公告第79号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成26年2月14日

> 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市須屋字狐平1789番1、同1790番1、同1794番、同1797番2の部、同1801番2の一部、同1802番、同1803番、同1804番及び水路の
- 一部 756.72平方メートル(全体面積:5,611.21平方メートル) 3.
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 熊本市東区江津一丁目15番6号 株式会社 横田産業

熊本県公告第80号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。 平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称

平成26年度自動車税納税通知書差出代行業務

- 業務に係る入札・契約担当部局 (2)熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班
- 業務委託の内容 (3)業務仕様書による。
- 委託期間 (4)

契約締結の日から平成26年5月30日まで

- (5)履行場所 熊本県玉名市大倉436 トッパン・フォームズ株式会社九州工場
- 入札方式 (6)
- この入札は紙入札案件である。 入札金額 (7)

入札金額は、本委託業務に要する費用とし、1通当たりの単価とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に10分の1円未満の端数があるときば、その端数がある。 領(国該金額に10万の1日末個の蝙蝠があることは、この蝙蝠であり指した金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。この場合において、入札金額の表示は、 小数点第1位まで表示することとする。

(8)

委託料は、入札書に記載された金額に差出通数を乗じて得た金額に消費税及び地 方消費税の額を加算して得た額とする。

- 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (9)(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- 最低制限価格の設定
- この入札は、最低制限価格を設けない。 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱( 平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を 有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次

のアからエまでのとおり受け付ける

競争入札参加資格審査申請書 (入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付 期間

公告の日から平成26年2月28日(金)午後5時まで

競争入札参加資格審査申請書の提出先 1

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862 - 8570熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

競争入札参加資格申請書等の様式、手引等の入手先

熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵 送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

- 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の (2)申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から更生計画認可の 決定を受けていること。
- 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の (3)申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から再生計画認可の 決定を受けていること。
- 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年
- 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。 入札時点及び開札時点において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与(プライバシーマークの使用を承諾することをいう。)を受 (5) けていること。
- 入札参加のための確認申請
  - 提出書類 (1)

1の入札に参加を希望する者は、2(1)から(5)までに定める条件の全てを満た す者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

競争入札参加資格確認申請書

提出方法

申請書を書面により(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は 持参により提出すること。

(3)提出期間

公告の日から平成26年3月14日(金)午後5時まで

提出先 (4)

1(2) に掲げる入札・契約担当部局

確認結果の通知 (5)

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

- 入札手続等
  - 入札手続及び入札仕様書に対する質問の受付期間 (1)1(2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年3月14日 (金)午後5時まで受け付ける。
  - 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明 書の取得

1 (2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年3月26日 (水)午後5時まで行う。

入札の方法 (3)

平成26年3月27日(木)午前10時 日時 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 場所 イ

本館601会議室(熊本県庁行政棟本館6階)

入札書の提出方法

入札書の提出方伝 入札書(代理人が入札するときは、入札書及び委任状)をアの日時にイの場所 へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年3月 26日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送 付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒とし表封筒に「入札書 在中」及び「親展」と朱書し、また、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時 を朱書したうえで、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合に は、別の中封筒の表に「再入札書を入れること。香業務の名称を朱書した うえで、中封筒の中に再入札書を入れること。 うえで、中封筒の中に再入札書を入れること。

開札の方法及び日時等 (4)

入札に参加した者又はその代理人(郵送により入札書を提出した場合等これらの 者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)の立会いのもとに(3)アの日時に(3)イの場所で行う。

入札の回数及び再入札の日時等 (5)

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として、再入札は、開札後直ちに実施する。再入札を行わなかった者及び入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札 を辞退したものとみなす。

(6)入札の無効 次のア及びイのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え 更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した 場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行 者が認めた入札

入札の中止等 (7)

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を 公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加 させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8)落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定に より作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上 あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

(9)入札保証金 免除する。

- 契約について
  - 契約書作成の要否 (1)

契約の締結期限 (2)

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

落札者からの契約締結の申出期限 (3)

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

契約保証金 (4)

契約を締結しようとする者は、次のとおり熊本県会計規則第77条第1項の規定 により、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を発展することができる。

T 納付期限 5(3)に掲げる期限

1(2)に掲げる入札・契約担当部局 イ 提出場所

- その他
  - 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と (1)
  - する。 この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受 ける。
- 問合せ
  - (1)入札の業務内容、仕様書、確認申請等入札の内容全般に関すること。

(本公告に係る入札・契約担当部局)

熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班

電話番号 096-333-2101

ファックス番号 096-387-4901

(2)競争入札参加資格審査申請(新規受付)に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096 - 381 - 9010

- Summary
  - (1)Name and Content of Consignment

Automobile tax notice delivery vicarious execution in the 2014 fiscal

(2)Date and place to tender

Date: March 27, 2014, 10:00am

Place: 601 conference room of main building

(3)Name of department in charge of bidding contract

Management Section, Tax Division

Department of General Affairs,

Prefectural Office of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, kumamoto city, Kumamoto Prefecture

862-8570 Japan

Phone: 096-333-2101

(4)Others

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第81号 菊池郡大津町に事務所を置く大菊土地改良区理事長後藤三雄から平成26年1月29日 付けで申請のあった定款の変更については、平成26年2月6日付けで認可したので、土 地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成26年2月14日

熊本県知事 蒲

### 熊本県公告第82号

球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任し た旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の 規定により公告する。

平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		V// 1 SLC 200 110 ED 1110 DC
役職名	氏 名	住所
退任		
監事	宮崎 良人	球磨郡錦町大字木上南1505番地11
就任		
監事	池田 秀晴	球磨郡錦町大字木上南891番地

# 熊本県公告第83号

山鹿市に事務所を置く鹿央町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により 公告する。

平成26年2月14日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

役職名	氏 名	住所
退任		
理事	福島 光則	山鹿市鹿央町合里767番地
理事	一本 洋史	山鹿市鹿央町広4013番地
理事	立花 博昭	山鹿市鹿央町千田1652番地
理事	續 泰之	山鹿市鹿央町仁王堂475番地
理事	谷口 一光	山鹿市鹿央町霜野1335番地
監事	守川 計	山鹿市鹿央町千田1639番地1
監事	宮川 敏昭	山鹿市鹿央町合里5195番地
就任		
理事	守川 計	山鹿市鹿央町千田1639番地1
理事	富田 英二	山鹿市鹿央町持松2315番地
理事	榊 俊寛	山鹿市鹿央町広4413番地
理事	福島 光則	山鹿市鹿央町合里767番地
理事	有働 辰喜	山鹿市鹿央町合里5567番地2
理事	前田 光幸	山鹿市鹿央町北谷631番地
監事	立花 博昭	山鹿市鹿央町千田1652番地
監事	谷口 一光	山鹿市鹿央町霜野1335番地

### 登載依頼

# 熊本県環境審議会水保全部会公告第1号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。 平成26年2月14日

純 熊本県環境審議会水保全部会長 嶋 田

- 開催日時 1
  - 平成26年2月21日(金)
  - 午前10時から午前11時30分まで
- 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 県庁行政棟本館5階審議会室

- 3
  - 平成26年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について
- 傍聴者の定員 4
  - 10名
- 傍聴手続 5
  - (1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。 (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境審議会水保全部会事務局

(熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班 電話096-333-2271)

# 熊本県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設 立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成26年2月14日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

### 政治团体設立居

<u> 版入口 [2] [个几人工 /出</u>						
政治団体の区分	政治団体の名称	代表者	がの氏名	会計責任	者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	自由民主党熊本県郵政政治連盟支部	木下	仁弘	宮下	民也	熊本県宇土市松原町11-4
その他の政治団体	さとう安彦を応援する会	上田	数吉	布志木	良一	熊本県玉名郡南関町大字関町1205
その他の政治団体	杉村博明後援会	堀川	克巳	永松	亮二	熊本県玉名郡南関町大字関町84
その他の政治団体	税理士による坂本哲志後援会	荒木	知敏	大岩	幸哉	熊本県熊本市南区島町4丁目4番30号
その他の政治団体	ただくま啓二後援会	多田隈	啓二	久保田	廣巳	熊本県玉名市大浜町3823
その他の政治団体	徳村登志郎後援会	徳村	登志郎	徳村	登志郎	熊本県玉名市中65-7 IT玉名ビル201
その他の政治団体	西村博則後援会	西村	博則	河端	信廣	熊本県上益城郡益城町平田685-1
その他の政治団体	野田たけしを囲む公認会計士の会	林田	素行	吉川	栄一	熊本県熊本市中央区水前寺5丁目1番1 3号
その他の政治団体	松本けんじ後援会	河口	康広	寺本	智惠	熊本県玉名市横島町共栄99
その他の政治団体	吉川みか後援会	吉川	美加	永谷	誠一	熊本県上益城郡山都町井無田1110- 2

# 熊本県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届 出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表 する。

平成26年2月14日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	IB	
		会計責任者の氏名	原 勝則	木村 幸孝	
政党の支部	自由民主党熊本県農業団体支部	主たる事務所の所在地	熊本市中央区南千反畑 町2番3号	熊本県熊本市南千反場 町2番3号	
		会計責任者の氏名	大塚 信弥	平井 義興	
政党の支部	日本維新の会衆議院熊本県第1選挙区支部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区坪 井4-7-5	熊本県熊本市中央区5 井4-3-35	
政党の支部	日本共産党南部地区委員会	会計責任者の氏名	本村 令斗	嘉松 健三	
政党の支部	民主党熊本県総支部連合会	代表者の氏名	鎌田 聡	松野 信夫	
		代表者の氏名	鎌田 聡	松野 信夫	
政党の支部	民主党熊本県第4区総支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第十九条の七第一項 第一号に係る国会議員 関係政治団体	
		公職の種類		参議院議員	
		代表者の氏名	鎌田 聡	松野 信夫	
政党の支部	民主党熊本県第1総支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員 関係政治団体	
		公職の種類		参議院議員	
		主たる事務所の所在地	態本県八代市西片町1 138-1	熊本県八代市麦島東町 14-6	
政党の支部		代表者の氏名	鎌田 聡	松野 信夫	
	民主党熊本県第5区総支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員 関係政治団体	
		公職の種類		参議院議員	
		代表者の氏名	鎌田 聡	森本 康仁	
政党の支部	民主党熊本県第3区総支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員 関係政治団体	
		公職の種類		衆議院議員	
		代表者の氏名	鎌田 聡	濱田 大造	
政党の支部	民主党熊本県第2総支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第十九条の七第一項 第一号に係る国会議員 関係政治団体	
		公職の種類		衆議院議員	
その他の政治団体	天草医療福祉研究会	会計責任者の氏名	木山 茂	長野 久雄	
その他の政治団体	鹿本郡市医師連盟	会計責任者の氏名	前原 龍彦	田代 桂一	
その他の政治団体	熊本県歯科技工士連盟	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区花立 2-16-31 鍬永ビル 3F2号		
その他の政治団体	熊本県社会保険労務士政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区安 政町8-16 村瀬海運 ビル7F	熊本県熊本市中央区均 井6丁目38-15	
その他の政治団体	態本市をよくする市民の会	会計責任者の氏名	元島 弘明	井芹 栄次	
その他の政治団体	くまもと生活者ネットワーク	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区平 成3-15-1	熊本県熊本市平成3- 15-1	
その他の政治団体	さとう安彦を応援する会	代表者の氏名	木下 武	上田 数吉	
その他の政治団体	島田かずみ後援会	主たる事務所の所在地	熊本県八代市郡築一番 町119	熊本県八代市港町23	

届出事項の異動届				
政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	IB
その他の政治団体	秀友会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区水 前寺6丁目41-5-1 02	熊本県熊本市水前寺6 丁目41-5-102
その他の政治団体	田尻よしひろ後援会 善進会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区大 江5丁目16-11-50	熊本県熊本市大江5丁 目16-11-501
その他の政治団体	日本民族青年同盟熊本県本部	会計責任者の氏名	高本 東洋生	村上 知広
その他の政治団体	橋本幸一後援会	主たる事務所の所在地	熊本県八代市東陽町北 471	熊本県八代市東陽町南 3437
<b>エのめのお公開社</b>	2070-232標 <b>本</b>	代表者の氏名	樋口 エミ子	尾池 信子
ていたいのはなっついます	樋口エミ子後接会	会計責任者の氏名	樋口 繁光	西林 昭子
その他の政治団体	松野頼久後援会	会計責任者の氏名	大塚 信弥	平井 義興
その他の政治団体	宮本勝彬後援会	会計責任者の氏名	塩崎 乃婦子	今井 光義
その他の政治団体	元松茂樹後援会	主たる事務所の所在地	熊本県宇土市築籠町1 41-1	熊本県宇土市南段原町 188-22
その他の政治団体	森本康仁後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第十九条の七第一項 第二号に係る国会議員 関係政治団体
		公職の候補者の氏名及び公職の種類		森本 康仁、衆議院議員

# 熊本県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成26年2月14日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体解散届

以冶四体解取油										
政治団体区分	政治団体の名称	代表者	の氏名	会計責任	者の氏名	主たる事務所の所在地				
政党の支部	民主党熊本県参議院選挙区第2総支部	松野	信夫	直江	伸二	熊本県熊本市西区春日7丁目29-12				
政党の支部	自由民主党熊本県八代市第五支部	小薗	純一	進	由美子	熊本県八代市本町2丁目4-34				
政党の支部	自由民主党熊本県八代市第三支部	中村	博生	石住	敏夫	熊本県八代市旭中央通6一6				
その他の政治団体	犬童卓一郎後援会	犬童	健一	田浦	利範	熊本県球磨郡あさぎり町上南2893				
その他の政治団体	上田としたか後援会	上田	俊明	上田	佐恵子	熊本県八代郡氷川町宮原599-2				
その他の政治団体	太江田茂後援会	松岡	建昭	太江田	雄二	熊本県八代市鏡町貝洲1054-1				
その他の政治団体	大瀬敏克後援会	植木	了証	東	研志	熊本県球磨郡球磨村渡乙1606				
その他の政治団体	北里敏明サポーターズクラブ	北里	敏明	北里	昭	熊本県熊本市本山町119番地				
その他の政治団体	きら清一後援会	吉良	清	二子石	敦男	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併2015				
その他の政治団体	三政会	篠崎	鐵男	鈴木	喜一	熊本県宇城市松橋町松橋29				
その他の政治団体	篠崎鐵男後接会豐野支部	清成	澄人	福田	攻	熊本県宇城市豊野町糸石3485-1				
その他の政治団体	政治結社 松崎会	高野	正信	高野	正信	熊本県八代市古閑中町999-12				
その他の政治団体	福村三男後援会	宮本	雄一	田崎	昌子	熊本県菊池市大字隈府473-11				
その他の政治団体	福村三男の会	福村	三男	東	咲子	熊本県菊池市大字隈府473-11				
その他の政治団体	森久雄後接会	霍口	信雄	新谷	信之	熊本県山鹿市大字古閑1077-10				

# 熊本県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成26年2月14日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定届

届出者の氏名		公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
田尻	善裕	市議会議員	田尻よしひろ後援会 善進会	熊本県熊本市中央区大江5丁目16-1 1-501	田尻	善裕
徳村	登志郎	市議会議員	徳村登志郎後援会	熊本県玉名市中65-7 IT玉名ビル 201	徳村	登志郎
西村	博則	町長	西村博則後援会	熊本県上益城郡益城町平田685-1	西村	博則

# 熊本県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団 体の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表す

平成26年2月14日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

### 資金管理団体指定取消届

届出者の氏名		公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
北里	敏明	知事	北里敏明サポーターズクラブ	熊本県熊本市本山町119番地	北里	敏明
吉良	清一	村長	きら清一後接会	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併2015	吉良	清一
福村	三男	市長	福村三男の会	熊本県菊池市大字隈府473-11	福村	三男

### 上益城地域保健医療推進協議会公告第1号

平成25年度上益城地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年2月14日

上益城地域保健医療推進協議会長

開催日時 1

平成26年2月19日(水)午後3時から4時30分まで

開催場所 2

熊本県上益城地域振興局 3階大会議室

- 内容
  - (1) 報告事項

平成25年度上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告

- (2)協議事項

  - ①第5次上益城地域保健医療計画の評価結果について ②第6次上益城地域保健医療計画の進捗状況について
- 傍聴者の定員 4

10人

- 傍聴手続 5
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し 事務局の指示に従って会場に入室する。
  - (2) 傍聴の受付は原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先

熊本県上益城郡御船町辺田見400番地

上益城地域保健医療推進協議会事務局 (熊本県御船保健所総務企画課) (電話096-282-0016)